

# ほっかいどうの社会保障

2009年5月28日

北海道社会保障推進協議会

## 一道社保協・道生連・新婦人三者共同で— 道に無保険や医療費の支払いが困難な人への 新型インフルエンザ対策について、緊急要請をおこなう

27日、道社保協・道生連・新婦人の三者で道保健福祉部を訪れ「無保険や医療費の支払いが困難な人への新型インフルエンザ対策の緊急要請書」を提出し、交渉をおこないました。

この要請は、実際に医療機関を受診した場合に医療費の一部負担が必要になること。しかし、道内には、国保保険料の滞納者が19万8千世帯、うち資格証明書発行世帯が約1万7千世帯（いずれも2009年1月1日現在）にもなっていることや、昨秋からの派遣切りや解雇などで大量の失業者や無保険者が急増しているもと新型インフルエンザの道内まん延防止と感染者の早期発見のために、特別な対策を求めたものです。

要請項目は以下の通りです。

1. 新型インフルエンザへの感染が疑われる人が医療機関を受診し、医療費一部負担等の支払いが困難な場合には、道が独自に助成し、医療を免除してください。
2. 国民健康保険料の滞納者に発行している資格証明書について、厚労省は「窓口負担を3割負担で対応する」としていますが、緊急措置として短期保険証を発行するよう各自治体に要請してください。
3. 以上の措置を大至急決定し、すべての道民が安心して相談・受診できるよう道民に周知徹底環をおこなってください。

### 道財政が厳しく、現時点では厚労省通知以上は困難 短期保険証の「窓口留め置き」は実態わからないなどと回答

医療費の一部負担への免除は、「財政的に厳しく困難である。また他の制度との整合性から、これだけを助成するのは難しい」と回答。また、国保の短期保険証発行については、市町村の判断としながら「道としては、厚労省通知にある以上のことはいまは考えていない」ということでした。「それでは、早期発見や治療に対応できないし、蔓延につながるのでは」と迫りましたが、道の姿勢は変えませんでした。

また、「短期保険証の窓口留め置きがあるようだが、実態はどうか。保険証がなければ受診できない」と追及しましたが、「実態把握していないのでよくわからない」という回答でした。実態を調査するように要請しました。

発熱外来への受診の際、「交通費はどうなるのか。公共交通機関は利用できない。どう対応するのか」については、「国保にもに移費制度があるので研究したい」ということでした。

### 各市町村でも要請を！

要望内容は、市町村の判断でも実施できるものです。道内の発生は幸いにしてありませんが、感染力をもっていることから、一気に広がる可能性があり、早く手を打つことが求められます。

各市町村に対して要請行動にとりくむことが必要です。



「留め置き」とは一本来短期保険証対象世帯であるにもかかわらず、役所に取りに行けないために手元に保険証が届かず、役所に「留め置かれている」状態のことです。

ではなぜ役所に取りに行けないのか。役所に取りに行くことは「納付相談をする」ということであり、つまりお金に余裕がないかぎり、保険証をもらいにいくことができないというのが実態です。

